

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全国保育協議会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・平成 28 年度「保育新制度セミナー」開催のお知らせ～間もなく横浜会場、名古屋会場 申込締切～ 1
- ・平成 28 年度 企業主導型保育事業「実施要綱」「助成要領」が示される …………… 2
- ・熊本地震に関する政令改正・告示発出による雇用均等・児童家庭局関係の留意事項が自治体に周知される…………… 3
- ・「子育てと仕事の両立支援に対する助成活動」（生命保険協会）について【周知】…………… 3

平成 28 年度「保育新制度セミナー」開催のお知らせ ～間もなく横浜会場、名古屋会場 申込締切～

全保協ニュースNo.15-30 及び会報「ぜんほきょう」4月号に同封してお届けした開催要項でご案内の通り、全国保育協議会では、子ども・子育て支援新制度施行のもと、今後の保育現場に求められる取り組みを解説するとともに、社会福祉法人改革の動向および求められる対応について理解するために、「保育新制度セミナー」を全国 4 会場で開催いたします。

このうち、**横浜会場（6月3日）、名古屋会場（6月6日）は間もなく申込締切日となります。**まだ、両会場とも定員に余裕がありますので、お申し込みをご検討されている方におかれましては、お早目にお申込書の送付等お手続きをお願いいたします。

上記のほか、盛岡会場、福岡会場につきましても、申込締切日は下記の通りですが、定員に達し次第受付を終了する場合がありますので、お早目のお手続きをお願いいたします。
※詳細は別添及び本会ホームページ「研修会・大会等案内」に掲載している開催要項をご参照ください。<http://www.zenhokyo.gr.jp/kensyu/kensyu.htm>

1. 日程・会場

開催地	日程	会場	申込締切日
盛岡会場	平成 28 年 6 月 29 日（水）	ホテルメトロポリタン盛岡（岩手県盛岡市）	6 月 15 日（水）
横浜会場	平成 28 年 6 月 3 日（金）	新横浜プリンスホテル（神奈川県横浜市）	5 月 20 日（金）
名古屋会場	平成 28 年 6 月 6 日（月）	ホテルメルパルク名古屋（愛知県名古屋市）	5 月 23 日（月）
福岡会場	平成 28 年 6 月 20 日（月）	ANA クラウンプラザ福岡（福岡県福岡市）	5 月 30 日（月）

定員：各 400 名（※申込締切日前でも、定員に達し次第締切とさせていただきます。）

2. 参加費 5,000 円 (資料代込)

〔本セミナーの特徴〕

- ①「社会福祉法等の一部を改正する法律」の概要及び改正によって必要な対応等を説明
- ②平成 27 年度「子ども・子育て支援新制度」施行を踏まえ、平成 28 年度以降、保育現場に求められる取り組みを説明
- ③公定価格の各種加算要件、職員配置、処遇改善等加算等、事業運営に係る項目や、平成 28 年度子ども・子育て関連予算について解説
- ④平成 28 年度公定価格に対応した、全国保育協議会会員向け「公定価格試算表示システム」の内容、利用のポイントを解説
- ⑤全国保育協議会の「社会福祉法人改革」・「子ども・子育て支援新制度」に向けた対応について報告

【お問い合わせ先】 全国保育協議会事務局

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル 4 階

社会福祉法人全国社会福祉協議会 児童福祉部内

TEL. 03-3581-6503/FAX. 03-3581-6509 E-MAIL. zenhokyo@shakyo.or.jp

平成 28 年度 企業主導型保育事業 「実施要綱」「助成要領」が示される

全保協ニュースNo.16-07で「企業主導型保育事業」の実施要綱(案)についてお知らせしたところですが、今般、内閣府から正式に「実施要綱」及び「助成要領」が示されました。

実施要綱には、企業主導型保育事業の実施方法、事業の内容(利用定員、対象児童、保育従事者、設備基準)等とともに、併せて地域区分・定員区分・保育士比率ごとの基本分単価及び各種加算の額が示されており、助成要領には、本事業に係る助成金の額の算定方法等が示されています。

「実施要綱」及び「助成要領」は、以下の内閣府ホームページ掲載の内容をご参照ください。

○企業主導型保育事業「実施要綱」「助成要領」

内閣府ホーム > 内閣府の政策 > 子ども・子育て本部 > 子ども・子育て支援新制度 > 仕事・子育て両立支援事業 ・ その他 > 企業主導型保育事業の概要

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/gaiyo.html>

熊本地震に関する政令改正・告示発出による雇用均等・児童家庭局関係の留意事項が自治体に周知される

平成28年5月12日、厚生労働省は、通知「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益にかかる期間の延長に関し当該延長後の満了日を平成二十八年九月三十日とする措置を指定する件等について」（雇児発0512第2号）を発出しました。

概要としては、熊本地震に関する政令改正・告示発出による雇用均等・児童家庭局関係の留意事項を自治体に周知しているものです。

保育関係では以下の通りです。

- 1 法令に基づき平成28年4月14日から同年7月28日までの間に履行期限が到来する義務が平成28年熊本地震により履行されなかった場合において、当該義務が同月29日までに履行されたときには、当該義務が履行されなかったことについて、行政上及び刑事上の責任（過料に係るものを含む。）は問われない。（法第4条第2項）
- 2 当局所管の法令に基づく届出等のうち、法第4条第2項の規定の適用を受ける届出等の例は、次のとおり。
 - (1) 児童福祉法関係
 - 一時預かり事業の開始、変更、廃止及び休止の届出（第34条の12）
 - 病児保育事業の開始、変更、廃止及び休止の届出（第34条の18）
 - 認可外保育施設の事業の開始、変更、廃止及び休止の届出（第59条の2）

「子育てと仕事の両立支援に対する助成活動」 （生命保険協会）について【周知】

生命保険協会では、「子育てと仕事の両立支援に対する助成活動」を実施しています。

本助成活動は、生命保険協会が「待機児童問題の解消へ貢献すること」を目的に、保育所または放課後児童クラブの受け皿拡大や質の向上の取組みに対し、総額最大2,100万円の資金助成を行うものです。

応募は、6月30日（木）まで受け付けられていますので、お申込みをご希望の方は、別添の「申込み募集についてのご案内」をご確認の上、お申込みください。

【本件に関するお問い合わせ先】

生命保険協会「子育てと仕事の両立支援」事務局

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階

電話：03-3286-2643 FAX：03-3286-2730